

保護司の安全確保を求める意見書（案）

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を助けるとともに、社会生活上の助言や指導、帰住先や就職先の確保、地域社会の理解の促進および犯罪や非行の未然防止など、我が国の更生保護において重要な役割を担っている。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、誰かが担わなければならない役割を高い志を持って果たし続けている保護司の働きに対し、改めて敬意を表するところである。

そのような中、本県において、保護司として多大なる尽力をされてきた方が亡くなり、その方が担当する保護観察対象者が殺人の容疑で逮捕される事態が起きた。これは、我が国の更生保護制度・保護司制度の根幹を揺るがしかねない重大な事態である。

全国各地の保護司やその家族は強い不安を抱えており、その不安の解消がまずもって求められる。その上で、その活動の安全確保の徹底を図るとともに、安心して活動できるよう、必要な環境整備を進めることが必要である。

よって、国会および政府におかれては、保護司の安全を確保し地域社会の安全・安心の実現につなげるため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

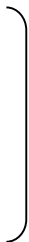
- 1 保護司およびその家族の不安に寄り添い、その不安の解消に向け万全の対策を講じること。
- 2 全国の保護司の活動の安全面に関する点検を早急に行い、自宅以外の面接場所の確保を進めるとともに、必要な場合は保護観察官が直接対応するなど、保護司の安全確保の徹底を図ること。
- 3 保護司の経済的な負担の軽減はもとより保護司の安全の確保の在り方などについて保護司自身の意見も聞きながら迅速に検討を進め、必要な環境の整備に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県議会議長 有 村 國 俊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣



あて

意見書第 号

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する 公費助成の継続を求める意見書（案）

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度として「社会福祉施設職員等退職手当共済法」により実施されており、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

同共済制度への公費助成については、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、それぞれ廃止された。一方、保育所等については、令和2年12月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとされたところである。

しかし、公費助成が打ち切られ、全額が事業主負担となると、公定価格が定められている保育所等は掛け金を今まで以上に負担することができず職員への退職手当の支給ができなくなり、職員の処遇改善の減退につながる事となる。それにより、保育人材の確保が現状よりさらに困難となり、ひいては子ども政策の推進に大きな支障をもたらすこととなりかねない。

よって、国会および政府におかれては、保育所等で従事する職員の身分の継続的な安定と少子化・子育て政策の推進のため、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県議会議長 有 村 國 俊

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策）	